YUBISUI NEWS 企業版

No.103
2023

特集 令和５年度税制改正大綱速報

次世代経営者・幹部社員勉強会（通称：YNG 経営塾） 会員参加費無料

2023年度テーマ

「環境変化に対応可能な中小企業経営」

世界情勢の変化や新型コロナウイルスによって、想像を超えるスピードで外部環境や人々の価値観は変化していっています。柔軟な発想で経営を行い、ゆびすいの顧問先様が未来を生き抜くため、多様なテーマの研修をお届けします。

- 2/9(木) 14:00～15:00 開催済 **中小企業の経営戦略**（ZOOM開催）
- 4/13(木) 14:00～15:00 **M&Aによる事業拡大**（ZOOM開催）
- 6/8(木) 14:00～15:00 **コロナ後の資金繰り対策**（ゆびすい堺本社・ZOOM開催）※交流会あり
- 8/10(木) 14:00～15:00 **人事制度・人材育成**（ZOOM開催）
- 10/12(木) 14:00～15:00 **人材採用・定着**（ZOOM開催）
- 12/14(木) 14:00～15:00 **IT・DX活用**（ゆびすい堺本社・ZOOM開催）※交流会あり

ご希望の回に参加いただけます。

YNG経営塾とは???

経営者･幹部に必要な経営に関する知識を、ゆびすいの専門家が分かりやすくレクチャー！

勉強会へ参加した企業には、勉強会で使用したテキストや受講者レポートを送付！

６月・１２月の交流会では、経営者・幹部社員がゆびすい堺本社へ集まります。
新たなビジネスチャンス作りにも！

完全無料！参加費や登録費などは一切かかりません

YNG経営塾セミナー参加方法

STEP 1
（YNG 会員外の方）
まずは YNG ーリングリストへ登録！登録フォームは右記 QR コードより！随時受付
https://bit.ly/3AwFBum

STEP 1
（開催日前に案内メール配信）
セミナー申込案内のメールより申込フォームへ入力！

申込受付完了メール・セミナー参加申込 OK

※YNG経営塾の参加はYNGメーリングリストの会員限定です。
会員外の方はまずはYNGメーリングリストへの参加が必要となります。

新型コロナウイルス等の感染症の感染状況によっては交流会の開催日を変更または中止する可能性がございます。

お問い合わせ・お申込み
ゆびすいグループ㈱ゆびすいコンサルティング
セミナー担当：中川・神前（かんざき）
TEL 072-238-0171
MAIL kanzaki-kazuaki@yubisui.co.jp

2023年2月発行／編集責任者　ゆびすいグループ　広報委員会／TEL 072-238-0171／印刷　㈱ケーエスアイ

CONTENTS

相続事例　契約形態で異なる保険金の課税関係 …… 02

特集　令和５年度税制改正大綱速報 …… 03

社労士からのアドバイス　月 60 時間を超える法定時間外労働について …… 07

司法書士の目の付けどころ　相続土地国庫帰属制度ってなに？？ …… 09

コンサルの現場から　経営戦略を考える …… 11

医療介護専門部より　医療機関のスタッフは毎年 13％が退職 …… 13

情報管理部より　メーカーサポート終了!!　PC の乗り換えタイミングとは …… 14

News　次世代経営者・幹部社員勉強会のご案内 …… 15

契約形態で異なる保険金の課税関係

相続専門部
税理士　大元誠児

1. はじめに

寒さも峠を超え、早くも確定申告の時期がやって参りました。

年末調整や確定申告では、多くの方が自分の支払っている保険料を保険料控除として申告されていますが、皆さんはご自身の契約されている保険が、将来どのように課税されるかご存知でしょうか。

実は、保険金はその契約形態によって課税のされ方が大きく異なります。課税関係が非常に複雑なので、ここで整理していきましょう。

2. 保険の契約形態と保険金課税

契約者（保険料負担者）を父とした場合の契約形態と父と子の課税関係は以下のとおりです。

被保険者	契約者（保険料負担者）	受取人	事由	課税関係	
父	父	父	満期	父の一時所得	A
父	父	子	満期	子に贈与税	B
			父の死亡	子に相続税	C
子	父	子	父の死亡	子に相続税（生命保険契約に関する権利）	D
子	父	父	満期	父の一時所得	E
			子の死亡	父の一時所得	F

（1）一時所得課税（A、E、F）

父が自分で保険料を支払っている保険契約について、自分が保険金を受け取る場合には、被保険者が誰であっても父に一時所得として所得税が課されます。この場合の所得計算は次のとおりです。

（総収入金額−保険金を得るために支出した金額（保険料）−50万円）×1/2

保険金を受け取った場合には翌年3月15日までに、他の所得と合算して確定申告をする必要があります。

（2）贈与税課税（B）

父が自分を被保険者としている保険契約について、満期を迎えて子が保険金を受け取る場合には、父から子へ保険金額の贈与があったものとして、子に贈与税が課されます。贈与税は、受贈額が基礎控除110万円の範囲内であれば申告しなくてもいいですが、110万円を超える場合には翌年3月15日までに申告・納税する必要があります。

（3）相続税課税−死亡保険金（C）

父が自分を被保険者としている保険契約について、父の死亡をきっかけに子が保険金を受け取った場合には、死亡保険金として相続税が課されます。しかし、死亡保険金は非課税枠（500万円×法定相続人の数）があるので、その金額の範囲内であれば課税されません。

（4）相続税課税−生命保険契約に関する権利（D）

父が子を被保険者としている保険契約について、父の死亡をきっかけに子に契約を引き継いだ場合には、保険契約の相続があったものとして解約返戻金相当額が相続財産となり、相続税が課されます。

3. おわりに

保険契約は契約形態によって課税関係が大きく変わり、この課税内容を把握しておかないと思わぬところで課税され、申告し忘れた…という事態になりかねません。保険金を受け取った場合にはまず契約内容を確認していただき、不安がある場合には、弊所担当者か相続専門部へご連絡ください。

令和５年度
税制改正大綱
速報

堺事業部
税理士
天谷 翔

はじめに

令和4年は新型コロナウイルス感染症、そして、原材料価格の上昇や円安の影響による物価高騰を受けて厳しい経済状況が続きました。その一方で、2,000兆円に及ぶ個人金融資産、500兆円に及ぶ企業の内部留保、コロナ前には世界中から3,000万人を超える旅行客を呼び込んだ全国津々浦々の地域資源など、まだ力を発揮しきっていない資金や資産、そしてこれらを振り向けうる人材が豊富に存在しています。

令和5年度税制改正においては、これまで不十分だったと言わざるを得ない分野に大胆に資金を巡らせることにより、個人や企業、そして地域に眠るポテンシャルを最大限引き出すというメッセージを税制において実現化しようとしています。

すべての改正内容をご紹介することはできませんが、主だった改正点を解説致します。

1.所得税

(1)NISA制度の拡充と恒久化

日本における個人金融資産2,000兆円のうち、現金の占める割合は50％超である反面、株式及び投資信託の割合は約19％と、諸外国と比べると非常に低いものになっています。これを受けて家計の預金が投資に向かうようにNISA制度が拡充され、更には恒久的なものへと変更されます。

【改正の内容】

	現行制度		
	つみたて型	一般型	ジュニアNISA
制度の仕組み	どちらか一方を選択		-
非課税期間	最長20年	最長5年	最長5年
年間投資額	40万円(投資信託のみ)	120万円	80万円
非課税の生涯限度額	800万円	600万円	400万円
制度利用可能期間	令和24年まで	令和5年まで	令和5年まで
売却枠の再利用	不可		

▼

	改正案		
	つみたて枠	成長投資枠	ジュニアNISA
制度の仕組み	併用可能		原則終了※
非課税期間	無制限		
年間投資額	120万円(投資信託のみ)	240万円	
非課税の生涯限度額	買付残高1,800万円(うち成長投資枠1,200万円)		
制度利用可能期間	恒久化		
売却枠の再利用	可能		

(2)特定中小企業が設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例

岸田内閣はスタートアップ育成強化の方針となる「5か年計画」を打ち出しており、同計画ではスタートアップへの投資額を2027年度には10兆円規模に引き上げるほか、スタートアップを10万社創出することが盛り込まれています。同計画の実現に向けて、税制面における支援としてスタートアップに再投資した場合、株式譲渡益に課税しない制度が創設されます。

【改正の内容】

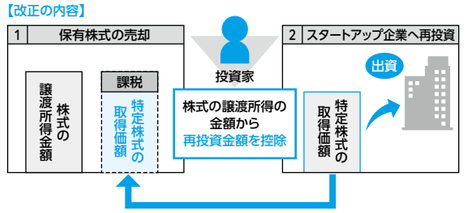

保有株式の売却により得た利益を、その年中にスタートアップ企業へ投資した場合、その投資額相当額が非課税となります。

(3)極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

高所得者は分離課税となる株式及び土地等の譲渡所得や配当所得が多く、所得が高くなるにつれ所得税の負担割合が低下していく、いわゆる「1億円の壁」が問題視されてきました。この改正は年間の所得税額が一定基準を下回った場合に、追加の所得税負担を求めるものになります。

【改正の内容】

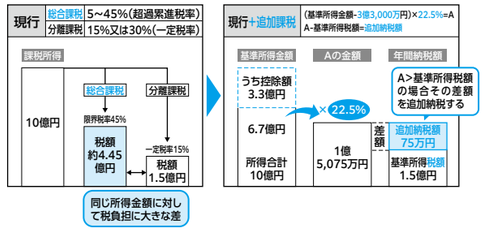

※「基準所得金額」とは、その年分の所得税について申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額をいいます。
※「基準所得税額」とは、その年分の基準所得金額に係る所得税の額をいいます。

2. 法人税(償却資産税を含む)

(1) 中小企業経営強化税制の延長と見直し

現行制度にある「中小企業経営強化税制」について、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を対象外とした上で、適用期限が延長となりました。適用する機会の多い税制になりますので、今一度制度内容を確認していきましょう。

税制措置

設備の取得に係る税制措置の概要

法人税(※1)について、即時償却又は取得価額の10%(※2)の税額控除が選択適用できます。(中小企業経営強化税制)
※1 個人事業主の場合には所得税　※2 資本金3000万円超1億円以下の法人は7%

設備の種類(価額要件)		機械装置(160万円以上)	ソフトウェア(70万円以上)	器具備品・工具(30万円以上)	建物附属設備(60万円以上)
支援装置	国税	【中小企業経営強化税制】即時償却又は税額控除10%(※7%) 生産性向上設備(A類型)：生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備(B類型)：投資利益率5%以上のパッケージ投資 デジタル化投資(C類型)：通信操作、可視化、自動制御化を可能にする設備 経営資源集約化に資する設備(D類型)：修正ROA又は有形固定資産回転率の改善が見込まれるパッケージ投資			
		【中小企業投資促進税制(中促)】30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用			

を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要
※を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

中小企業庁「中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き(令和4年度税制改正対応版)」より引用

中小企業経営強化税制は、経営力向上計画に基づき取得した一定の資産について、特別償却又は税額控除の適用を受けられるものになっています。原則として**設備の取得前に計画の認定を受ける必要があります**ので、設備取得の予定がある場合には弊社担当者にご相談ください。

(2) 先端設備等導入計画における固定資産税の軽減

現行制度にある「先端設備等導入計画」に基づき取得する一定の資産における償却資産税の軽減制度が終了し、その代替措置として新たな軽減制度が創設されます。

本制度も上記(1)の「中小企業経営強化税制」と同様に適用頻度の高い制度です。新規設備の取得予定がある場合には、弊社担当者にご相談ください。

【改正の内容】

	現　行
①適用要件	☑市町村等の認定及び支援機関の事前確認 ☑中小企業者等に該当(資本金1億円以下など) ☑対象資産を取得(工業会等の証明が必要) ◆対象資産 機械装置160万以上、工具30万以上、器具備品30万以上 建物付属設備60万以上、構築物120万円以上 事業用家屋300万円以上
②控除税額	【通常】 取得資産に係る固定資産税の課税標準を最初の3年間ゼロ～1/2(市区町村が定めた割合)に減額 【イメージ図】　通常(3年間) 課税標準 → 全額 or 1/2減額

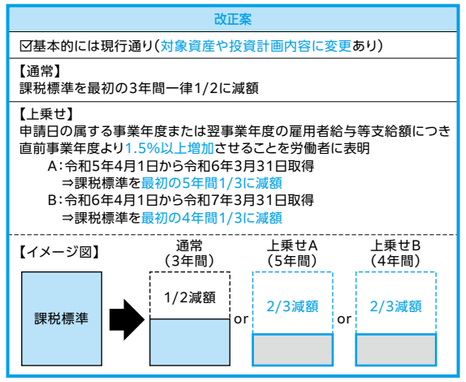

新制度となり、軽減される税額は縮小しましたが、上乗せ措置により最大で5年間もの間、償却資産税額を1/3に軽減することができます。

先端設備等導入計画の策定が前提となる税制措置ですので、計画の策定･認定を忘れないようにしましょう。

3.消費税

(1)売掛金から差し引かれる振込手数料等のインボイス対応についての改正

売上代金の振込時に差し引かれる振込手数料について、売手が「値引き」として処理する場合には、適格返還請求書の交付義務があり、事務負担の増加が懸念されていました。

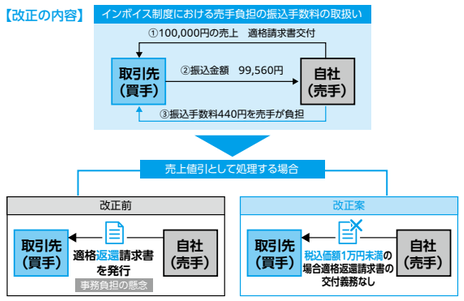

1万円未満の売上対価の返還については、適格返還請求書の交付は不要になります。

(2)一定規模以下である事業者の事務負担軽減措置

インボイス制度の確実な定着を目的として、一定規模以下である事業者の事務負担軽減措置が設けられます。少額取引について、帳簿のみで仕入税額控除を認め、インボイスの受領が不要になります。

【改正の内容】

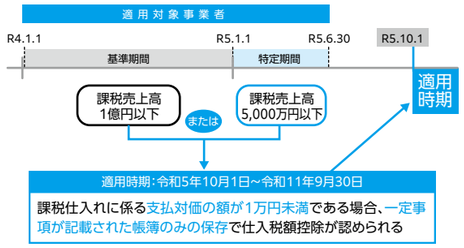

4. 相続税

(1)生前贈与の加算期間の見直し

資産移転の時期に対する中立性を高めるために、相続税と贈与税の一体課税が検討されていました。しかし、生前贈与の加算期間を段階的に延長する形で落ち着き、延長した期間に受けた贈与のうち一定額については、相続財産に加算しないことになりました。

【改正前】

相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人からその相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与によって取得した財産があるときには、その人の相続税の課税価格に贈与を受けた財産の贈与の時の価額を加算します。

例)父親より令和3年10月1日に現金110万円の贈与を受けており、令和5年1月5日に父親が亡くなり、相続が発生した場合

→令和5年1月5日より3年以内に行った贈与については、相続財産に加算します。

従って、令和3年10月1日に行った贈与110万円を相続税に加算し、相続税の計算を行います。

【改正後】

令和6年1月1日以後の贈与より、段階的に加算期間が延長されます。最終的には、7年の延長期間となります。また、延長期間の贈与については100万円の控除が可能になります。

【改正の内容】

	現行	改正案	補足
生前贈与の加算期間	3年	7年	R6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用
延長した期間の贈与における控除額	-	100万円	暦年で100万円ずつ控除できるわけではありません

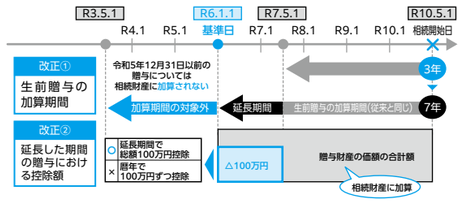

(2)相続時精算課税制度の見直し

相続時精算課税制度を一度選択すると、そのあとの贈与については暦年課税制度を使えないことから利用を敬遠されることもありました。

相続時精算課税は、生前贈与か相続かによって税負担は変わらず、資産移転の時期に中立的な仕組みとなっていることから、暦年課税との選択制は維持しつつ、同制度の使い勝手を向上させるような改正が行われます。

【改正の内容】

〈相続時精算課税制度の概要〉

対象者	60 歳以上の直系尊属から贈与を受けた 18 歳以上の直系卑属である推定相続人又は孫が対象となります。
手 続	最初に贈与を受けた年の翌年 2 月 1 日から 3 月 15 日の間に、相続時精算課税選択届出書や申告書等を提出する必要があります。
特別控除	特別控除額 2,500 万円に達するまでの金額を複数年にわたり贈与財産から控除することができます。
加算対象	相続時精算課税制度適用後の全ての贈与財産が相続財産に加算されます。 改正

改正ポイント　相続時精算課税制度における基礎控除の創設

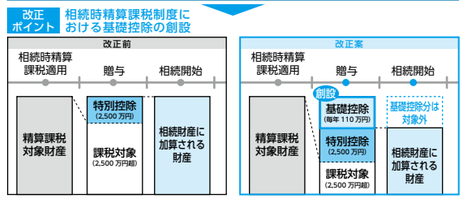

(3)直系尊属から教育資金等の一括贈与を受けた場合の非課税措置

近年、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の利用件数が減少しています。本制度は資産の移転に対して税負担を求めないものになっており、格差の固定化に繋がるとの意見もありました。そこで富裕層の節税的な利用を防止する措置を行った上で、教育資金の一括贈与は3年間、結婚･子育て資金の一括贈与は2年間、適用期限が延長されます。

【改正の内容】

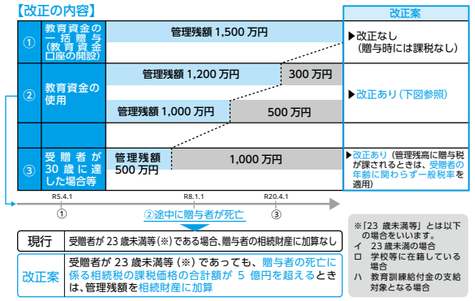

5. その他

(1)電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度についての見直し

電子取引の取引情報の電磁的記録の保存については令和4年度税制改正により、令和5年12月までの宥恕措置が設けられています。しかし、依然として電子取引の電磁的記録の保存に対応できない事業者のために、制度の緩和が行われます。

【改正の内容】

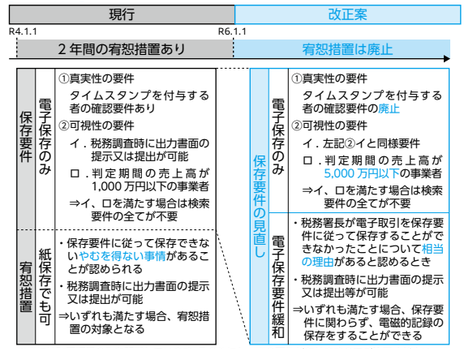

※表には改正項目のみを記載しています。その他にも一定の要件がありますのでご注意ください。

税務署長が電子取引を保存要件に従って保存することができなかったことについて相当の理由があると認める場合に、次の要件を満たすときは、その電磁的記録の保存について、真実性の要件や可視性の要件を満たさないままの保存であっても、問題はないこととされます。

①税務調査時に電子データの印刷物を提示又は提出

②税務署からの電子データのダウンロードの求めに応じる

税務署長が認める相当の理由については明記されておらず、具体的にどのようなケースを想定しているのかは現時点では不明です。しかし、現在の中小企業各社の対応状況からみて幅広く認められるものになると考えられます。

おわりに

ページ数の都合で割愛しましたが、他にも「研究開発税制の見直し」や「産業競争力強化法に基づく事業再編計画による適格株式分配」、「加算税及び加算金制度についての見直し」などがあります。ご興味がございましたら、ゆびすいHPにて「税制改正速報」を公開しておりますので、ご覧いただければ幸いです。

また、令和5年度税制改正には盛り込まれませんでしたが、今後の税制改正の検討事項として次の項目が挙げられています。

①外形標準課税のあり方

外形標準課税の対象法人数は資本金1億円以下への減資を中心とした要因により、導入時に比べて2/3までに減少しています。外形標準課税の対象外となっている「実質的に大規模な法人」を対象に、制度の在り方が見直されます。

②マンションの相続税評価について

③防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

いずれも増税となる項目になります。今後の動向に注意が必要です。

社労士からの アドバイス

月60時間を超える法定時間外労働について

社労事業部
社会保険労務士
近 藤 翔 吾

令和5年4月1日より、中小企業において、月60時間を超える法定時間外労働に対する割増賃金率が引き上げられます。

【改正内容】

中小企業では、月60時間を超えた場合であっても、割増賃金率は25%とされていましたが、これが50%に変更されます。これまで大企業においては、既に当該割増賃金率が適用され、中小企業については適用猶予とされていましたが、令和5年4月1日より全ての事業において当該割増賃金率を適用することとなります。

改正前（～令和5年3月31日）

	1か月の時間外労働	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	**25%**

→

改正後（令和5年4月1日～）

	一か月の時間外労働	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	**50%**

※上記図の1か月の時間外労働とは1日8時間・1週40時間を超える法定時間外労働を言います。

【気を付けるべき点】

◎計算開始時期と計算方法に気を付けてください！

引き上げられた月60時間を超える法定時間外労働に対する割増賃金率が適用されるのは、令和5年4月1日以降に提供された労働に適用されることとなります。例えば、毎月10日締めなどの事業所において、3月11日～4月10日の給与計算では、4月1日～10日の間で月60時間を超える法定時間外労働がある場合には、引き上げられた割増賃金率を適用する必要があります。

また、月60時間を超える時間外労働を深夜（22：00～5：00）の時間帯に行わせる場合、深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%となります。法定休日(週に1日)に行った労働については適用されませんが、それ以外の休日に行った労働については適用されますので、ご注意ください。

◎就業規則の変更

就業規則の見直しが必要な場合がありますので、是非事業所の就業規則、給与規程をご確認ください。60時間以上の割増賃金率が「25%」と記載されている場合、改正された法律の内容と就業規則の記載内容に相違があることになります。些細な相違事項ですが、労務トラブルのもとにもなりますので、これらの相違事実が起こりそうな場合には就業規則等の改正を推奨致します。

【実務上の対策】

実務上の対策としては、「時間外労働の削減を図る」こととなりますが、以下2つの観点から、対策を考えてみてはいかがでしょうか?

◎業務の見直しを行う

時間外労働の全てが本当に必要な時間外労働であるか、この機会に見直してみましょう。例えば上司や同僚に合わせた付き合い残業、明日の就業時間中に出来る業務をわざわざ残って行うなど、そういった小さなことの改善の積み重ねが労働時間削減につながることになります。

◎時間外労働がどれくらい発生しているのか、を客観的に把握する

時間外労働が月にどれくらいあったのか、結果的に知るのではなく、今後時間外労働がどれくらいになるだろうか、と1週間に1度程度モニタリングすることで、今後の労働時間の増加を防ぐことも可能です。モニタリングのために、タイムレコーダーなど、ITの導入を進める事業所も多くなっています。

司法書士の目の付けどころ

相続土地国庫帰属制度ってなに??

登記事業部
司法書士
神田雄樹

東京支店の司法書士の神田です。今回は、2023年4月27日から施行される「相続土地国庫帰属制度」について解説していきたいと思います。

■はじめに

どのような制度なのか簡単に申し上げると、**相続で取得したいらない土地を国に渡すことができる制度です。**

昨今、都心部以外の土地利用のニーズが低下し、相続をしても、土地の利用価値もあまりなく、売買もできないのに、管理をしなければならず、負担を感じているという方が、国民の意識調査で約42%もいらっしゃることがわかりました。(※平成30年度版土地白書)

この声を踏まえ、国は、そのような土地を国庫に帰属できるように法律を整備することになりました。

■どのような土地が対象??

この「相続土地国庫帰属制度」という制度を使用して、**どのような土地でも国庫に帰属できるようになるわけではありません。残念ながら、対象となる土地は限定されています。**形式的な要件として、**通常の管理、処分を行うのに、通常よりも費用又は労力がかかるような土地は不可とされています。**

具体例を挙げると、

(1)建物が建っている土地
(2)担保権等の他の権利が設定されている土地
(3)通路など他人が使用することが予定される土地
(4)土壌汚染などされている土地
(5)境界など権利関係について争いがある土地

以上の土地は、そもそも、対象とされていません。

上記の要件を全てクリアしていても、土地の形状が崖であったり、樹木が生い茂っていたり、通常の管理をするのに妨げになるような形状の場合、不承認とされることがあります。

また今回の対象は、「相続で取得した」土地が対象です。何年前に取得していても構いませんが、相続で受け継いだ土地であることが必要になります。例えば、購入された土地については、対象とはなりませんので、ご注意ください。※

(※その後、相続が発生した場合、対象になります。)

■国庫に帰属させるには、負担金がかかる!

相続した土地を申請して、国庫に帰属させたい場合は、法務局に申請をすることになります。申請にあたって、土地の管理の負担を免じられることに応じて、**管理費用の一部(「負担金」といいます)を国に納めないといけないことになっています。**この負担金については、計算方法が既に公開されています。

❶宅地 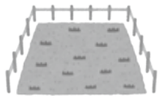	面積にかかわらず、20万円		
	ただし、一部の市街地(注1)の宅地については、面積に応じ算定(注2)	(例) 100m² 200m² ⋮	約 55 万円 約 80 万円 ⋮
❷田、畑	面積にかかわらず、20万円		
	ただし、一部の市街地(注1)、農用地区域等の田、畑については、面積に応じ算定(注2)	(例) 500m² 1,000m² ⋮	約 72 万円 約 110 万円 ⋮
❸森林	面積に応じ算定(注2)	(例) 1,500m² 3,000m² ⋮	約 27 万円 約 30 万円 ⋮
❹その他 ※雑種地、原野等	面積にかかわらず、20万円		

注1:都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域。　注2:面積の単純比例ではなく、面積が大きくなるにつれて1m²当たりの負担金額は低くなる。

※出典　法務省ホームページより

この負担金を納付した時点で、土地の所有権が国庫に帰属します。

■最後に

我々もお手伝いをさせて頂く中で、数多くお聞きしていた「利用価値がない又はいらない土地」について、国が受け入れてくれる制度がようやく施行されます。

しかし、制度が始まったところで、まだ使い勝手がいい制度とは言えないかなと思います。全く利用されておらず、固定資産税だけかかってしまっており、管理に困っているような土地は、利用を考えられては如何でしょうか。

今後、この制度以外にも相続に関する法律の改正が多く予定されています。少しややこしい制度ですので、利用可能かどうかも含めて、ご不明な点が御座いましたら、どうぞ御気軽にお問い合わせください。

コンサルの現場から

経営戦略を考える

経営コンサルティング事業部
M&Aシニアエキスパート
石川 泰令

1月～3月は、お客様の年度末、年度初めになる事が多く、経営戦略や事業計画の話題が多くなってきます。2月に経営戦略についてのセミナーを開催した事もあり、今回は「中小企業の経営戦略」について筆を執りたいと思います。

経営戦略という単語自体は、耳にされる事も多いと思いますが、「どのような経営戦略を採用されていますか?」という質問に対しては答えに窮される経営陣の方も多いのではないでしょうか?

経営戦略を語る前に経営学について少しご紹介をさせて下さい。
経営学は文系分野の学問であり、原則的に理論は帰納法で証明することになります。

※文系分野：【帰納証明】過去の事例の集合体から法則を見つけ答えを推測する
理系分野：【演繹証明】イコールで証明される結論をだす（三段論法）

ここがポイントで、経営学は原則過去の事例の集合体となっています。そのような中でも有名な理論は、過去のアメリカの製造業向けであることが多く、現在の日本で、またサービス業で通用するかどうかは盲目的に信じるのではなく、少し懐疑的な視野も必要になってきます。

またこのような成り立ち故に、経営学には様々な流派・派閥があります。今回ご紹介する考え方もあくまで大いに私観の入った理論である事をご了承下さい。

そもそも経営戦略とは何でしょうか?
様々な書籍やインターネットなどで、細かい定義は異なりますが、大きく纏めると**「経営目的・目標を達成するための方針や計画全般の事」**となります。どれほど強大な企業であっても、保有する経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）は有限であり、組織が掲げる目的や目標に応じて、選択し分配していく必要があり、その際の意思決定の方向性の事を経営戦略と言います。

このように考えると、経営戦略は**「経営や組織の目的・目標」**ありきで初めて成り立つということがご理解いただけるのではないでしょうか。

ここで、重要なポイントとなるのは「経営や組織の目的・目標」の中で、経営戦略を検討する際に使用するのは、「経営理念」や「Mission」ではなく、**「Vision」**であるという事です。

これらの違いを簡単に纏めると以下の表となります。

名称	距離・難易度	イメージ	度合い	内容
ミッション	超遠い 達成不可	目的 （社会的）	抽象的 定性的	組織が果たすべき使命、存在意義
経営理念	超遠い 達成不可能	目的 （どちらも）	抽象的 定性的	組織が大事にする考え方、目標・手段
ビジョン	遠い 達成可能	目標 （自己的）	具体的 定量的	実現を目指す、将来のありたい姿

こちらも経営の流派に寄りますが、一般的にミッションは「組織が果たすべき使命や存在意義」となっている事が多く、社会的であり非常に抽象的です。「ミッションを達成しました！」という企業や組織に出会った事はありません。片やビジョンは「自分たちが目指す姿」となっているケースが多く、ミッションよりも具体的・自己的であり達成が可能であるという違いがあります。
経営理念は考え方の軸が異なっており、比較は難しいですが、ミッションに似ているケースの方が圧倒的に多く、こちらも抽象的である為に「経営理念を達成しました!」という声もほとんど聞いたことがありません。

皆様ご存じの通り、目標を達成する為には、目標自体が「抽象的でなく具体的である事、定性的でなく定量的である事」が非常に重要なポイントとなり、それらをまとめたSMARTの法則という「モチベーション高く成功の確率が高まる目標設定の理論」もあります。

SMARTの法則
1981
G･Tドラン

S	Specific	具体的であれ
M	Measurable	測定可能であれ
A	Achievable	達成可能であれ
R	Relevant	関連性を持たせよ
T	Time-bound	期限を設定せよ

つまり、「経営目標を達成するための方針や計画」と考えた際に、そもそもの経営目標自体を、具体的で定量的である、言い換えるなら達成が可能であるビジョンに設定する事が経営戦略の立案・達成のために非常に重要なポイントになるのです。
経営の書籍では、よくミッションや経営理念ありきで、経営戦略を作る・考えるという流れで話が展開されますが、「抽象的・定性的な内容となっている、理念やミッションから経営戦略を構築する事は非常に難しくなります。
是非一度、ビジョンという形で組織・経営の目標を定量化・具体化してそこからの経営戦略構築という流れをご検討いただいてはいかがでしょうか?

医療介護専門部より

医療介護専門部
山下裕太

医療機関のスタッフは毎年13％が退職

1. はじめに

経営において、人手不足は深刻な課題です。医療業界全体は人材需要が増加しているだけでなく、離職率も高く推移しています。調査結果では業務過多が原因で退職に繋がることが多く、それによってさらに退職を招くなど悪循環になるケースがあります。

(1)離職率(2021年)

医療･福祉業界の離職率※1	看護職員(正規雇用)※2
13.5％	10.6％

(2)仕事を辞めたい理由(上位３つ)※3

①人手不足で仕事がきつい	②賃金が安い	③休暇がとれない
47.7％	36.6％	33.7％

※1　厚生労働省　令和3年雇用動向調査結果
※2　公益社団法人日本看護協会　2021年病院看護･外来看護実態調査
※3　日本医療労働組合連合会　2017年看護職員の労働実態調査

離職率から計算すると、スタッフが７～８人いれば毎年１人が辞めていきます。これらの課題に対して、早急に対策していくことが医療機関の経営を守ることになります。

2. 対策のポイント

(1)採用

人手不足の医療機関はどうしても選考が形骸化しやすくなります。施設基準等を満たすため、応募があれば即採用するケースもあると思います。

しかし、問題のあるスタッフを採用することが人材流出を招くこともあります。短期間は派遣等を活用し、採用する人材の選考はきっちりすることで、長期的には業務の効率や品質が上がります。

(2)福利厚生でスタッフのやる気を上げる

福利厚生を充実させることで、働き手がより良い環境で仕事ができるように取り組みます。例えば、下記のような方法が挙げられます。

(例)診療費用の補助制度、資格取得制度、院内の保育所設置、永年勤続表彰

一方で、給料を上げることは一時的なやる気を引き出せますが、すぐ慣れてしまい長期的な運営には向いていません。

(3)情報共有

院内会議等において、スタッフの意見を傾聴する機会を設けることが重要です。意見を述べる場が無ければ、スタッフは裏で愚痴や不満を言って退職へ繋がります。

方針や取り組み方等を情報共有することで、スタッフもチームの一員となり、退職を考えづらくなります。

(4)人材育成

安心して業務を遂行できるような環境や支援制度を整備します。

例えば、看護師のキャリアアップ制度を導入することで定着率の向上を図ります。また、入職して間もない看護師等の社員教育や学習環境を整えることも大切です。実務に対する不安を解消し、早期離職を防ぎます。

3. 最後に

医療機関スタッフの平均離職率は全体で１３．５％です。自院がこの数字よりも高い離職率の場合、組織運営に何か課題があるかもしれません。人材の安定化は経営の安定に繋がります。お困り事がございましたら、弊社までお気軽にご連絡いただければ幸いです。

メーカーサポート終了!！ PCの乗り換えタイミングとは

2023 年に入り、マイクロソフト社の製品「Windows8.1」「Office2013」*のサポートが終了します。(Windows8.1　1 月 10 日終了、Office2013　4 月 11 日終了予定)

マイクロソフト社の製品は一定期間メーカーのサポートが存在し、サポート期間内であれば不具合やセキュリティ上の欠陥が見つかった場合に修正プログラムの配信が行われる他、トラブルが起こった際の対応もおこなっています。

それではサポートが終了してしまったら、どのような対応が必要なのでしょうか。

＊Windows8.1 はマイクロソフト社のオペレーティングシステム (OS)、Office2013 は Excel、Word などの Office アプリケーションです。

❶ サポート切れの製品を使い続けると…

製品の使用自体は引き続き行えますが、サポートが終了した製品を使い続ける事はセキュリティ上の観点から大変危険です。WindowsOS の場合、毎月第 2 または第 3 水曜日に Windows アップデートの配信が行われます。定期的に Windows アップデートを行うことで WindowsOS を最新の状態に保ち、ウイルスが忍び込むセキュリティ上の欠陥を強化することができます。しかし、サポートが終了すると Windows アップデートの提供が行われなくなるため、ウイルス感染のリスクが高まり、ある日突然 PC が使えなくなるなどの不具合が起きる可能性があります。仮にセキュリティ対策ソフト等をインストールしていても、ウイルスの感染を完全に防ぐことはできません。

Office 製品も WindowsOS と同様にアップデートの提供がなくなるため、サイバー攻撃を受けるなどのリスクが高まります。

❷ どのような対応が必要？

・WindowsOS

I.　OS をサポートされているバージョンへアップグレードする

II. サポートされている OS の PC へ乗り換える

アップグレードについては無償で行える場合もありますが、OS によってはライセンスの購入が必要な場合もあります。また OS をアップグレードする際には、注意が必要です。使用しているソフトウェアやアプリケーションが、OS によっては対応していない場合があるためです。OS のアップグレードもしくは PC を乗り換える前にお使いのソフトウェアやアプリケーションが利用する OS に対応しているか事前に確認する必要があります。

・Office

Windows 同様、最新版のソフトウェアに乗り換える、もしくは Office 365 というサブスクリプションタイプのものを利用するという手段もあります。Office365 は多くの Office アプリケーションを使うことができ、常に最新版を使うことができるため、サポート終了を気にする必要がなくなります。更新の手間などもかかりません。

PC の寿命は一般的には 5 年程度といわれており、乗り換えとなるとデータ移行など問題が発生しますが、安心して使い続けるために今お使いの PC を今後どうするかサポートが終了するタイミングで検討してみてはいかがでしょうか。